

川崎市特別養護老人ホーム入退居指針

1 目的

この指針は、特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）への入居申込者が増加している中で、入居の必要性の高い入居申込者を優先的に入居させるため、入退居に関する基準を定めることにより、入退居の判断を行う上での透明性・公平性を確保し、介護保険制度の趣旨に則した施設サービスの円滑な提供に資することを目的とする。

2 入居の申込

- (1) 入居の申込は入居申込書（様式1）、生活状況調書（様式2）、介護保険被保険者証の写し、その他必要な書類を添え、川崎市老人福祉施設事業協会又は最寄りの施設に申し込むものとする。
- (2) 申込者は入居申込にあたり、入居を希望する施設のうち、原則として5施設までを入居申込書（様式1）に記入し、提出することができる。
- (3) 入居申込書の有効期限は、直近の要介護度の認定区分の更新又は区分変更の効力が生じる日の前日までとする。

3 入居判定対象者

入居判定対象者は、入居申込者のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当し、居宅において日常生活を営むことが困難であると認められる者とする。

- (1) 要介護3から要介護5までの要介護者
- (2) 要介護1又は要介護2であって、特例入居の要件に該当する者

4 特例入居

(1) 特例入居の要件

特例入居の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある者とする。

- ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- エ 介護保険の利用限度額を超える介護サービスの利用が必要で、全額自己負担による介護サービスの利用が複数か月に渡って続いていること。
- オ 介護者がいない、介護者が高齢又は病弱である等により支援が期待できず、かつ、やむを得ない理由により必要な介護サービスや生活支援を、十分に利用できない状態であること。

(2) 特例入居に係る手続

- ア 要介護1又は要介護2であって、特例入居の要件に該当する方が入居申込を行う場合は、2に掲げる入居申込書類の他、要介護1又は要介護2の方の申込チェックシート（様式3）を入居を

希望する施設に提出するものとする。

イ 施設は、要介護1又は要介護2の入居申込者について、5に掲げる入居判定委員会により入居の判定を行う場合には、委員会の開催に先立って、要介護1又は要介護2の方の特別養護老人ホーム入居に係るケアマネジャー等意見書（様式4）の提出を入居申込者に対して求め、入居判定委員会において、当該入居申込者が特例入居の要件に該当しているかを確認するものとする。

5 入退居判定委員会

施設は、合議制の入退居判定委員会を設置し、7に掲げる入居順位の考え方を基本とする総合的な判断から入居順位名簿を作成し、3に掲げる入居判定対象者を対象として、入居の判定を行うとともに、11に掲げる退居検討・決定等の考え方（11(1)アを除く）により、退居についての検討等を行うものとする。入退居判定委員会は、施設長、生活相談員、介護支援専門員、看護職員、介護職員等で構成する。また、より公平性確保の意味で、委員の中に、施設外の第三者を加えることが望ましい。委員会は原則として月1回程度開催するものとする。

6 入退居判定委員会の記録

入退居判定委員会の審議内容については議事録を作成し、入居順位名簿とともに保管する。なお記録の保存年限は当該年度終了後2年間とする。また市から、審議内容についての照会があった場合は、その求めに応ずるものとする。

7 入居順位の考え方

（1）【基本事項】

入居については、次に掲げる入居希望者本人の状態（要介護度など）、介護者の状況等の項目を別表に定める点数表に基づき点数化し、点数の高い方を上位として扱うものとする。

ア 本人の状況（要介護度等）

イ 介護者の状況

ウ 本人の居住地（川崎市内に住民票があること。）

（2）【優先事項】

上記の点数化により条件が同じ場合は、次の順で優先し上位として扱うものとする。

ア 地域性（地域や家庭との結び付きを重視する運営の観点から、施設の所在地の近隣に家族等が居住していること）

（川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第21条第3項及び川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第164条第3項関係）

イ 年齢の高い方

（3）【その他施設で考慮する個別事情】

ア 居室の構造等で考慮すべき性別

イ 要介護度・重度認知症等の受け入れ体制及び居室状況

ウ 医療的ケアが必要な希望者についての嘱託医の判断

工 その他配慮しなければならない個別事情

8 特別な事由による優先入居

次に掲げる場合は、施設長等は、7に掲げる入居順位の考え方によらず、入居の決定を行うことができる。なお、この規定により入居の決定を行った場合は、直近の入退居判定委員会に報告しなければならない。

- ア 老人福祉法第11条第1項第2号に基づく措置入所依頼があった場合、又は家庭における虐待や介護放棄、事故の発生等の理由により、市が緊急性を認め、入所依頼があった場合
- イ 災害等の理由で入居判定委員会の開催ができない場合
- ウ 長期入院後の再入居希望者。入院が3ヶ月を超えた方で、退院にあたり在宅での生活が困難な場合
- エ 退居による在宅復帰後の再入居希望者。在宅復帰者の内、在宅での生活が困難な場合

9 入居決定の取消

施設は、2で定める入居の申込の内容に虚偽が認められる場合は、入居の決定を取り消すことができる。

10 入居辞退者の取扱い

入居希望者の都合により入居辞退があった場合は、一時的に入居決定を繰り下げる取扱いとし、その順位付けについては、辞退の理由等を考慮して各施設が判断するものとする。

11 退居検討・決定等の考え方

施設は、次に掲げる入居者の心身の状況や退居後に置かれる環境等を十分に検討した上で、退居を決定し、また、必要な援助を行うものとする。

(1)【退居基準】

- ア 要介護認定・要支援認定において、自立若しくは要支援1又は要支援2と認定された場合
- イ 要介護状態等の改善が認められ、かつ次の要件を満たす場合
 - ① 入居者及び家族等が退居を希望している場合
 - ② 家庭等における介護環境及び地域における居宅サービスの提供体制等が、十分整っていると認められる場合
- ウ 3か月を超える長期にわたる入院加療が必要となった場合
- エ 医療的ケア、医学的管理の必要性が増大し、施設での介護や生活が困難と認められる場合
- オ 要介護認定において、要介護1又は要介護2の認定を受けた者。ただし、次の要件に該当した場合はこの限りではない。
 - ① 平成27年3月31日以前に要介護1又は要介護2の状態で入居している場合
 - ② 平成27年3月31日以前に要介護3から要介護5の状態で入居していた者が、平成27年4月1日以降に要介護1又は要介護2に改善した場合
 - ③ 平成27年4月1日以降に入居した者が、その後、要介護1又は要介護2の認定を受け、か

つ、居宅において日常生活を営むことが困難であると認められる場合

(2) 【退居に関する留意事項】

ア 入居者や家族等の意向確認

入居者や家族等の意向を十分に尊重し、安易に施設側の理由により退居を促すことのないよう留意すること。

イ 退居の判断

退居の判断に際しては、入居者の心身の機能や健康状態の安定性を検証するとともに、退居後の在宅における介護力や介護環境、あるいは地域における居宅サービスの提供体制等を十分に確認すること。

ウ 退居に向けた支援

円滑な退居に向けて、事前に介護者に対して必要な介護技術の指導を行うとともに、入居者及び介護者等への精神的ケアを行うこと。

また、退居予定者がケアハウス（軽費老人ホーム）や認知症高齢者グループホーム等への入居を希望する場合は、施設の選定や経済的負担等に関する適切な助言を行うこと。

エ 退居後の支援

退居に際しては、入居者又は家族等の同意を得た上で、居住地の地域包括支援センター等に必要な情報提供を行うとともに、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めることにより、退居者に対する適切な支援を行うこと。

12 入退居指針の公正な運用

施設は、この指針に基づいて入退居の決定を行うとともに、入居希望者、退居予定者または家族の求めに応じて、その内容を説明するものとする。

13 守秘義務

施設の職員及び入居判定委員会の委員は、業務上知り得た入居希望者やその家族等に関する個人情報を他に漏らしてはならない。また、施設を退職した後及び委員を退任した後も同様とする。

14 指針の見直し

この指針については、見直す必要が生じた場合は、隨時見直すものとする。

15 入退居指針の施行及び経過措置

この入退居指針は、2018年8月1日から施行する。

ただし、指針2(2)、(3)、別表に係る規定及び様式1から様式6までについては2019年2月1日から施行する。

別 表

1. 本人の状態（要介護度等）	
要介護5	30点
要介護4	25点
要介護3	20点
要介護2	15点
要介護1	10点
認知症等の症状により次の加算がされる	
認知症等による症状の「常にある」が1項目以上あり	10点
認知症等による症状の「時々ある」が1項目以上あり	5点

2. 介護者の状態	
該当する事由を1つ選択	介護する者がいない。（同居・別居を問わず、介護する能力を有する者がいない場合。）
	40点
	介護する者が、要支援・要介護状態、高齢、病気療養中、障害を有する状況にあり、十分な介護ができない。
	30点
	介護する者はいるが、次の理由により十分な介護ができない（複数選択可）。 □複数介護 □育児中
	25点
	介護する者が就労中で常時十分な介護ができない。（就労時間別により、以下から1つ選択する（※））
就労時間が週35時間以上	25点
就労時間が週20時間以上35時間未満	20点
就労時間が週20時間未満	10点

3. 本人の居住地	
川崎市内に住民票がある。	10点

（※）就労時間は雇用契約書上の勤務時間とする

